

五島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

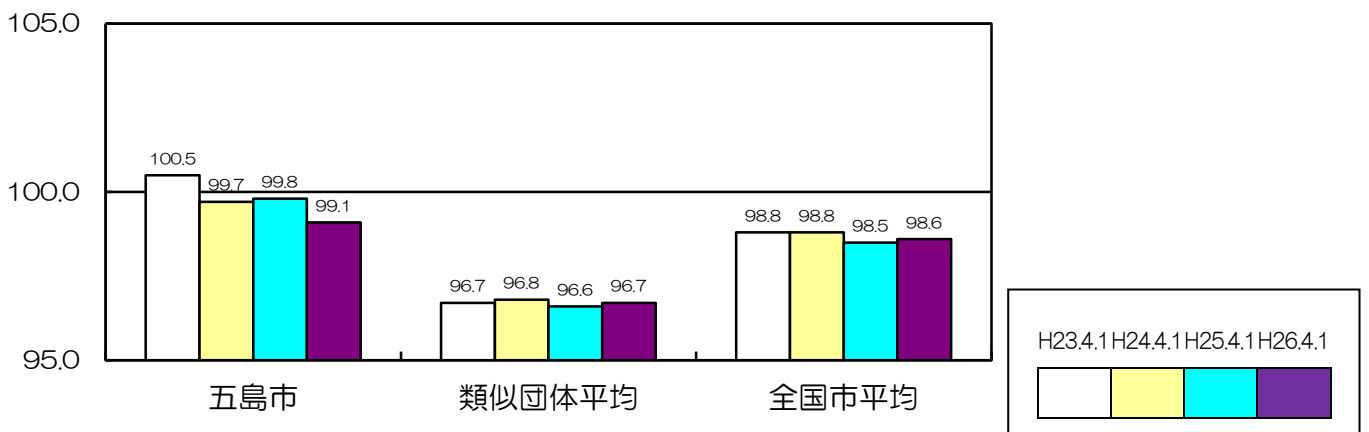
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の 人件費率
25年度	40,395人	316億1,030万 5千円	8億3,561万 8千円	51億4,218万 0千円	16.3%	18.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	528人	19億5,981万 3千円	3億4,407万 4千円	7億2,517万 3千円	30億2,906万 0千円	573万7千円	560万7千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国と同様に見直しを行い、平均1.5%の引き下げを実施。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国と同様に見直しを実施。五島市の支給率は0%。

(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

実施内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成27年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	43.4歳	333,332円	390,020円	362,242円
長崎県	44.0歳	334,300円	416,196円	368,726円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.7歳	320,225円	372,857円	345,804円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
五 島 市	51.5 歳	24 人	374,542 円	399,695 円	392,229 円	—			
うち用務員	52.1 歳	20 人	375,990 円	398,348 円	392,540 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	2.00
長 崎 県	51.3 歳	188 人	334,479 円	383,263 円	357,495 円	—			
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—			
類似団体	49.6 歳	21 人	310,621 円	336,564 円	323,268 円	—			

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
五島市	6,402,609 円	—	—
うち用務員	6,400,930 円	2,747,000 円	2.33

- ※ 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成 23～25 年度の 3 ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五 島 市	37.9 歳	295,400 円	320,463 円
長 崎 県	46.7 歳	397,630 円	489,001 円
類似団体	41.8 歳	306,603 円	329,708 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五 島 市	34.7 歳	263,261 円	323,183 円	288,888 円
類似団体	37.9 歳	287,767 円	347,487 円	314,023 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		五島市	長崎県	国
		初任給		
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	154,300円	—

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,475円	355,867円	—	405,580円
	高校卒	222,100円	324,490円	358,000円	376,671円
技能労務職	高校卒	—	326,700円	—	373,000円

(注) 経験年数に近似の職員がない項目は、空欄となっています。

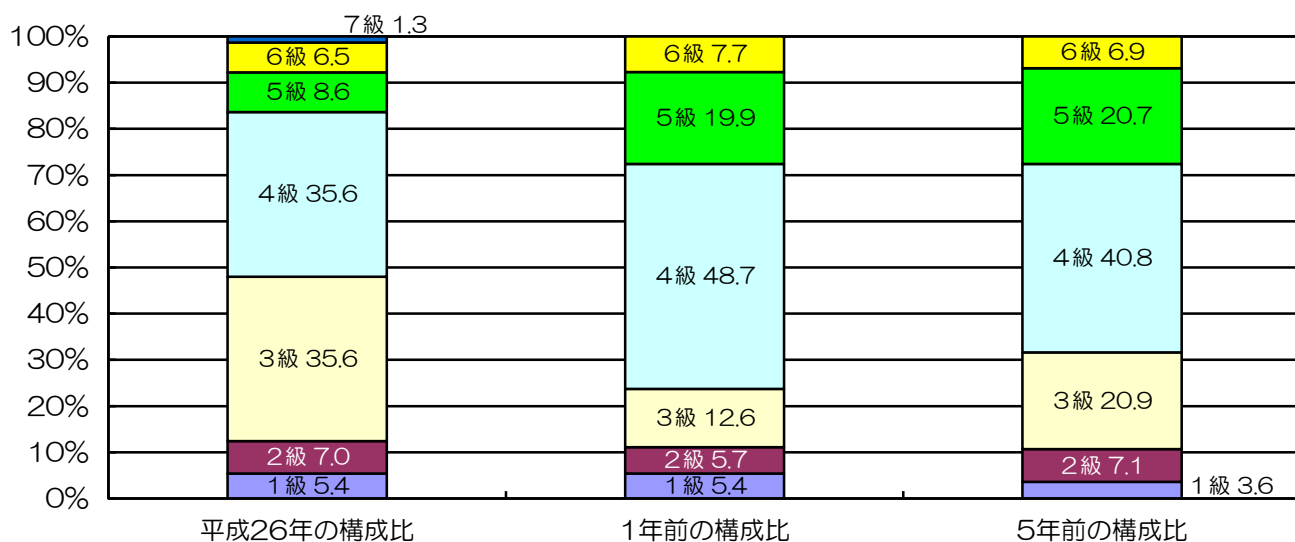
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事	5人	1.3%	366,200	456,200
6級	課長、支所長	25人	6.5%	320,600	422,600
5級	課長補佐	33人	8.6%	289,200	400,600
4級	係長	137人	35.6%	261,900	388,300
3級	主査	137人	35.6%	222,900	354,700
2級	主事	27人	7.0%	185,800	307,800
1級	事務職員	21人	5.4%	135,600	243,700

(注) 1 五島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績が良好でない者（昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員等、昇給日前1年間において、懲戒処分に処された者など）は、号給の調整が行われます。
- 平成20年度から人事評価制度を試行しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五島市（企業職を除く）	長崎県	国
1人当たり平均支給額 （平成25年度） 133万9千円	1人当たり平均支給額 （平成25年度） 160万7千円	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45）月分 勤勉手当 1.35月分 （0.65）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45）月分 勤勉手当 1.35月分 （0.65）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45）月分 勤勉手当 1.35月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 成績率
 - ・標準：67.5/100
 - ・基準日前6ヶ月において、懲戒処分を受けた者：50/100から32.5/100
- 期間率
 - ・標準：期間率100/100
 - ・基準日前6ヶ月において、勤務しなかった日から週休日、休日を除いた期間が30日を超える場合は除算期間となります。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

五 島 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 719万5千円	応募認定・定年 2,248万5千円			

（注）五島市は、長崎縣市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度—企業職を除く）			37万3千円
支給職員1人当たり平均支給額（平成25年度決算）			93,349円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
長崎市	3%	5人	3%
福岡市	10%	2人	10%
東京都特別区	18%	1人	18%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			99.1 (99.1)

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算—企業職を除く）	2,607万9千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	330,121円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	12.8%
手当の種類（手当数）	13

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事者手当	市税の徴収事務に専従する職員	市税の徴収事務	月額 3,500円
福祉事務従事者手当	福祉事務従事職員のうち、現業又は査察事務に従事する職員	福祉事務のうち、現業又は査察事務	月額 8,800円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人・行旅病人の収容に従事した職員	行旅死亡人、行旅病人の収容	行旅死亡人の収容 1件につき4,000円 行旅病人の収容 1件につき1,600円
感染症防疫作業従事者手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは患畜若しくは感染症の疑いのある患者若しくは疑似患畜の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業	日額 600円
高所勤務手当	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業に従事する職員	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業	日額 270円
医師手当	本市の診療所で医療に従事する医師	本市の診療所で医療に従事する医師に対し支給する。ただし、次のいずれかに該当する医師に対しては、それぞれ次に定める額を加算した額を支給する。 ア) 国民健康保険玉之浦診療所に勤務する医師 月額30万(別途、経過措置有) イ) 市長が必要と認めた医療に従事した医師 1回22,000円	月額 308,000円 別途、ア・イを加算する。 ア) 300,000円 イ) 1回22,000円
往診手当	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	往診料の額 (30万円限度)
校医手当	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医であるもの	1校につき 年額 75,500円
保育所医手当	本市の診療所の医師で市内の保育所医	本市の診療所の医師で市内の保育所医であるもの	1保育所につき 年額 20,000円
予防接種手当	本市の診療所の医師で予防接種に従事するもの	予防接種に従事	1日 2,700円
離島勤務手当	離島に所在する出張所等に勤務する職員	離島に所在する出張所(出張所分室を含む。)、診療所(分院を含む。)、小中学校及び保育所に勤務する職員	月額 23,000円 ただし、支給日から3年を経過した者及び通勤により勤務する者については、月額3,000円

用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	用地の取得又は処分のため継続的に交渉業務に従事	日額 350円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事	日額 230円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算－企業職を除く）	1億2,617万6千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	212,418円
支給実績（平成24年度決算）	1億1,613万8千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	231,811円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度決算－企業職を除く）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		1億0,384万6千円	256,274円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員） 27,000円以内	同じ		4,371万7千円	251,249円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員(2km以上) 55,000円以内	異なる	距離区分ごとの支給額が異なる	2,895万4千円	79,764円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員(2km以上・使用距離に応じて) 34,200円以内				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ・23,000円＋加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円～45,000円	同じ		268万3千円	298,111円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・理事：70,000円 ・診療所長：70,000円 ・課長級：50,000円 ・課長補佐級：30,000円	異なる	国：俸給表、職務の級及び官職区分に応じて支給額が定められている	3,604万5千円	456,275円

初任給 調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員 ・410,900円(採用の日から35年の期間に限る)	異なる	国：職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて額が変動	1,972万 3千円	4,930,800円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,901万 7千円	148,049円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては20,000円、看護師の宿日直勤務にあっては7,200円)	異なる	国：勤務時間が5時間未満の場合は、百分の五十を乗じて得た額	573万 3千円	819,086円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×25/100×夜間勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	278万 5千円	34,814円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に勤務した場合 ・理事：7,000円 ・課長級：6,000円 ・課長補佐級：4,000円	異なる	国：職員に適用される棒給の特別調整額の区分等に応じ支給額が異なる	10万円 4千円	34,667円
へき地 手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の5の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内			294万 8千円	421,185円
へき地手 当に準ず る手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の6の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内			107万 3千円	214,638円
義務教育 等教員特 別手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第18条の2の規定に準じて支給する。 ・月額22,000円を超えない範囲内			62万 1千円	88,800円
特定任期 付職員業 績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員 ・給料月額に相当する額	同じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	市 長	789,000円	989,000円/259,000円
	副市長	646,000円	816,000円/483,000円
報 酬	議 長	433,000円(389,700円)	545,000円/230,000円
	副議長	351,000円(315,900円)	474,000円/200,000円
	議 員	335,000円(301,500円)	442,000円/180,000円
期 末 手 当	市 長	(平成25年度支給割合)	
	副市長	2.95月分	
退 職 手 当	議 長	(平成25年度支給割合)	
	副議長 議 員	2.95月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×支給割合 600/100×在職年数	18,936,000円 任期毎
		給料月額×支給割合 360/100×在職年数	9,302,400円 任期毎

(注) 1 議長、副議長及び議員については、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで報酬の10%減額を実施。()書きは減額後の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

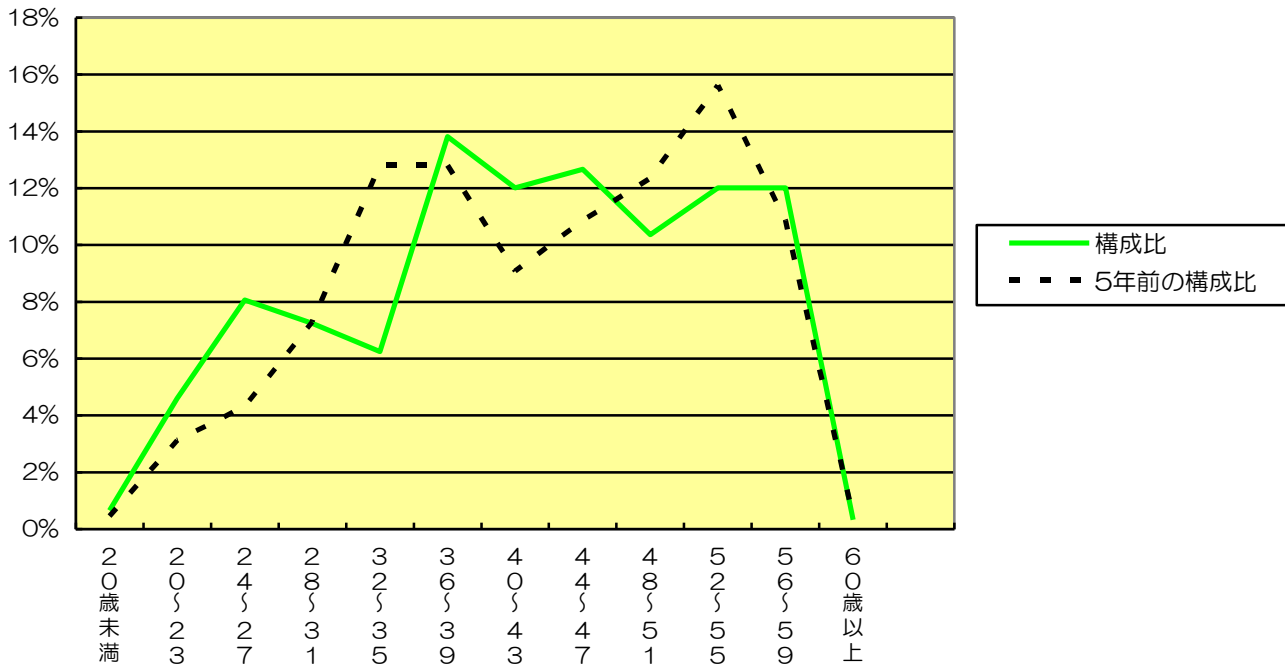
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 25 年 4 月 1 日現在	平成 26 年 4 月 1 日現在		
普通 会計 部門	議 会	5	5		退職不補充による減員
	総 務	119	118	▲1	
	税 務	32	30	▲2	
	農林水産	56	57	1	
	商 工	31	34	3	
	土 木	39	35	▲4	
	民 生	31	32	1	
	衛 生	50	47	▲3	
	計	363	358	▲5	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.62 人 (類似団体の人口1万人当たり の職員数 71.69 人)
	教 育 部 門	70	70		
消 防 部 門	95	94	▲1		
小 計	528	522	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.22 人 (類似団体の人口1万人当たり の職員数 93.66 人)	
公営 企業等 会計 部門	病 院	16	18	2	退職不補充による減員
	水 道	31	27	▲4	
	交 通	4	4		
	そ の 他	38	37	▲1	
	小 計	89	86	▲3	
合 計	617 [911]	608 [911]	▲9 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.51 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	28人	49人	44人	38人	84人	73人	77人	63人	73人	73人	2人	608人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	413	411	392	376	363	358	▲55 (▲13.3%)
教育	58	61	62	61	70	70	12 (20.7%)
消防	100	96	97	101	95	94	▲6 (▲ 6.0%)
普通会計計	571	568	551	538	528	522	▲49 (▲ 8.6%)
公営企業会計計	101	96	94	91	89	86	▲15 (▲14.9%)
総合計	672	664	645	629	617	608	▲64 (▲ 9.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費率
25年度	4億9,506万8千円	4,928万7千円	8,990万8千円	18.2%	18.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 1,344万5千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均1人 当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	13人	5,417万9千円	868万7千円	2,119万4千円	8,406万0千円	646万6千円	612万3千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成26年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 島 市	43.3歳	341,021円	501,716円
市町村団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企 業 職	五島市(企業職を除く)
1人当たり平均支給額(平成25年度) 133万7千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 133万9千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

企 業 職			五島市（企業職を除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 —	勸奨・定年 2,450万7千円			

（注） 五島市は、長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づいたものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	311万4千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	194,687円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

エ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		305万0千円	277,318円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員） 27,000円以内	同じ		153万0千円	255,000円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員（2km以上） 55,000円以内	同じ		67万5千円	67,560円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員（2km以上・使用距離に応じて） 34,200円以内				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・理事：70,000円 ・課長級：50,000円 ・課長補佐級：30,000円	同じ		54万6千円	546,057円